

令和7年9月11日
(第5回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定 について	-----	1～ 7
議案第 2 号	美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙におけ る選挙運動の公費負担に関する条例の一部改 正について	-----	8
議案第 3 号	美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部改正について	-----	9～ 11
議案第 4 号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正について	-----	12～ 14
議案第 5 号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部 改正について	-----	15～ 17
議案第 6 号	美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正に ついて	-----	18
議案第 7 号	美瑛町公共下水道条例の一部改正について	-----	19
議案第 8 号	美瑛町水道事業給水条例の一部改正について	-----	20
議案第 9 号	美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条 例の廃止について	-----	21
議案第 10 号	令和 7 年度美瑛町一般会計補正予算（第 2 号）について	-----	22～ 35
議案第 11 号	令和 7 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	-----	36～ 37
議案第 12 号	令和 7 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 （第 1 号）について	-----	38～ 40
議案第 13 号	請負契約の締結について	-----	41
議案第 14 号	財産の取得について	-----	42
議案第 15 号	財産の無償貸付について	-----	43～ 44
議案第 16 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更につい て	-----	45

議案第 17 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	----	46
議案第 18 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	----	47
議案第 19 号	教育委員会教育長の任命について	----	48
議案第 20 号	教育委員会委員の任命について	----	49
認定第 1 号	令和 6 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	----	50
認定第 2 号	令和 6 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	----	51
認定第 3 号	令和 6 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について	----	52
認定第 4 号	令和 6 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について	----	53
認定第 5 号	令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について	----	54
認定第 6 号	令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について	----	55
認定第 7 号	令和 6 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について	----	56
報告第 1 号	令和 6 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について	----	57～ 58
報告第 2 号	債権の放棄について	----	59

議案第1号

美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定について

美瑛町東部地区コミュニティ施設条例を次のとおり制定する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町東部地区コミュニティ施設条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもから高齢者まで多くの世代が集う町民等の多様な活動の拠点として、将来にわたって活力ある地域づくりに資するために設置する東部地区コミュニティ施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この施設は、東部地区コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）と称し、美瑛町字朗根内町内に置く。

(事業)

第3条 コミュニティ施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 集落支援に関する事業
- (3) 高齢者福祉に関する事業
- (4) 子育て支援に関する事業
- (5) 農畜産物加工に関する事業
- (6) 農畜産物等の販売に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第4条 コミュニティ施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前10時から午後9時まで

(2) 休館日 12月31日から1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる。

(使用許可)

第5条 コミュニティ施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、コミュニティ施設の管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。

2 使用料は、前払しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第7条 町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティ施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物、設備、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させたとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 第9条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (6) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (7) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。

2 町長は、前項の規定による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、コミュニティ施設の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用許可等を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(入場の制限)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為をする者のコミュニティ施設への入場を禁じ、若しくはその者の退場を命じることができる。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずる行為
- (2) コミュニティ施設又はその付帯設備をき損し、若しくは滅失する行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為

- (4) コミュニティ施設の管理運営上支障をきたすとして町長が特に禁止する行為
(損害の賠償)

第14条 コミュニティ施設を使用する者が、建物、設備、備品等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない特別の事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第15条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にコミュニティ施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にコミュニティ施設の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) コミュニティ施設の維持及び管理に関する業務
- (2) コミュニティ施設の使用の許可及び制限に関する業務
- (3) コミュニティ施設の使用料の徴収に関する業務（次条第1項に規定する利用料金を収入として収受させる場合を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の運営に関し町長が特に必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者にコミュニティ施設の管理運営を行わせる場合にあつては、第4条から第6条まで、第9条、第10条及び第13条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 町長は、前条第1項の規定により指定管理者にコミュニティ施設の管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者にコミュニティ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第6条の規定にかかわらず、使用者は、当該指定管理者に利用料金

を支払わなければならない。

- 3 第1項に規定する利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める使用料の金額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とする。この場合において、別表第1から別表第3までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 4 使用者は、利用料金を前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(報告、調査、指示)

第19条 町長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(施行規定)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続及びこの条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第6条関係）

区分	使用料（1時間当たり）			
	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	午前10時から午後6時まで	午後6時以降	午前10時から午後4時まで	午後4時以降
集会室	1,180円	1,520円	1,630円	1,970円
多目的室	340円	500円	490円	650円
農畜産物加工室	590円	760円	740円	910円
喫茶談話室	590円	760円	740円	910円

備考

- 1 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間に乗じて得た額とする。ただし、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 2 町民（町内に住所を有する者。以下「町民」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、前項により算出された額の2倍の額とする。
- 3 営利を目的として利用する場合の使用料（集会室及び多目的室を除く。）は、町民が利用する場合は第1項により算出された額の2倍の額、町民以外の者が使用する場合は第2項により算出された額の2倍の額とする。

別表第2（第6条関係）

区分	使用料（1月当たり）	
	夏期（5月～10月）	冬期（11月～4月）
高齢者福祉棟	174,000円	282,000円

備考 使用料は、それぞれの区分による1月当たりの使用料に使用月数に乗じて得た額とする。ただし、使用月数に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。

別表第3（第6条関係）

区分	使用料（1日当たり）
直売所・イベントスペース	1平方メートルにつき50円

備考 使用料は、1日当たりの使用料に使用面積を乗じて得た日額に使用日数を乗じて得た額とする。ただし、使用日数に1日未満の端数がある場合は1日として計算し、使用面積に1平方メートル未満の端数がある場合は1平方メートルとして計算する。

議案第 2 号

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年美瑛町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年美瑛町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び町長」を「、町長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに町長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う番号利用法別表の下欄に掲げる事務及び番号利用法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条第 4 項を第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 町長又は教育委員会は、番号利用法別表の下欄に掲げる事務又は番号利用法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第 5 条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号利用法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1町長の部に次のように加える。

	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
--	----------------------

別表第2の2町長の部に次のように加える。

	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
--	----------------------

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第4号

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第15条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の2を第19条の2とし、第18条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条 任命権者は、美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」とい

う。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 美瑛町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年12月1日前から引き続き在職する職員の令和7年12月1日における年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の当該職員のこの条例による改正前の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項の規定により令和6年12月1日に付与された年次有給休暇の日数及び同条第2項の規定により同日繰

り越された年次有給休暇の日数に7日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し7日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）を加えた日数から同年12月1日から令和7年11月30日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じた日数とする。

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができない。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第5号

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、

1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の美瑛町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第6号

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町二地域居住体験住宅条例（平成22年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の水沢体験住宅（大）の項中「63,000円」を「69,000円」に改め、同表水沢体験住宅（中）の項中「52,000円」を「58,000円」に改め、同表水沢体験住宅（小）の項中「42,000円」を「48,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

美瑛町公共下水道条例の一部改正について

美瑛町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町公共下水道条例の一部を改正する条例

美瑛町公共下水道条例（昭和 6 0 年美瑛町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例

美瑛町水道事業給水条例（平成 1 0 年美瑛町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の廃止について

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例（昭和62年美瑛町条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による廃止前の美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による占用許可を受けている者については、旧条例第6条、第7条及び第8条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第10号

令和7年度 美瑛町一般会計補正予算（第2号）について

令和7年度美瑛町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,298,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		1,158,834	23,761	1,182,595
	2 国庫補助金	716,311	23,761	740,072
15 道支出金		806,329	8,979	815,308
	2 道補助金	529,059	8,979	538,038
17 寄附金		300,200	4,862	305,062
	1 寄附金	300,200	4,862	305,062
18 繰入金		868,412	106,900	975,312
	1 基金繰入金	868,412	106,900	975,312
19 繰越金		107,114	6,946	114,060
	1 繰越金	107,114	6,946	114,060
20 諸収入		497,963	13,252	511,215
	5 雑入	363,671	13,252	376,923
21 町債		1,239,000	24,200	1,263,200
	1 町債	1,239,000	24,200	1,263,200
歳 入 合 計		12,109,600	188,900	12,298,500

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,861,739	140,065	3,001,804
	1 総務管理費	2,714,718	138,019	2,852,737
	2 徴税費	23,859	2,046	25,905
3 民生費		1,248,607	9,540	1,258,147
	1 社会福祉費	647,678	9,540	657,218
4 衛生費		1,226,226	1,122	1,227,348
	1 保健衛生費	903,216	1,122	904,338
6 農林水産業費		846,112	9,795	855,907
	1 農業費	439,659	6,102	445,761
	2 耕地費	297,991	3,693	301,684
7 商工費		1,076,373	13,264	1,089,637
	1 商工費	708,818	11,339	720,157
	2 文化スポーツ振興費	367,555	1,925	369,480
8 土木費		1,108,233	10,000	1,118,233
	2 道路橋梁費	787,052	10,000	797,052
10 教育費		656,144	252	656,396
	3 中学校費	98,412	252	98,664
12 諸支出金		1,089,958	4,862	1,094,820
	1 普通財産取得費	350,816	4,862	355,678
歳 出 合 計		12,109,600	188,900	12,298,500

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
健幸ポイント事業（美瑛町健幸ポイント 管理・運營業務）	自 令和7年度 至 令和8年度	事業費 11,474千円

第 3 表 地方債補正
(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業 中宇莫別明治線道路改修事業() 藤野第2線道路改修事業()	63,000	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	73,000 (6,500) (3,500)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
辺地対策事業 千代田公園改修事業(15,900)	467,100	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	478,200 (27,000)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
過疎対策事業 道営事業負担金(16,000) 観光地混雑状況可視化システム 導入事業(20,700)	476,000	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	479,100 (19,600) (20,200)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	1,239,000				1,263,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
14		国庫支出金	1,158,834	23,761	1,182,595
	2	国庫補助金	716,311	23,761	740,072
		1 総務費補助金	322,315	34,563	356,878
		2 民生費補助金	21,977	82	22,059
		5 商工費補助金	80,000	△10,884	69,116
15		道支出金	806,329	8,979	815,308
	2	道補助金	529,059	8,979	538,038
		1 総務費補助金	5,718	600	6,318
		4 農林水産業費補助金	446,220	5,821	452,041
		5 商工費補助金	6,351	2,558	8,909
17		寄附金	300,200	4,862	305,062
	1	寄附金	300,200	4,862	305,062
		1 寄附金	300,200	4,862	305,062
18		繰入金	868,412	106,900	975,312
	1	基金繰入金	868,412	106,900	975,312
		1 基金繰入金	868,412	106,900	975,312
19		繰越金	107,114	6,946	114,060
	1	繰越金	107,114	6,946	114,060
		1 繰越金	107,114	6,946	114,060
20		諸収入	497,963	13,252	511,215
	5	雑入	363,671	13,252	376,923
		4 雑入	363,668	13,252	376,920
21		町債	1,239,000	24,200	1,263,200
	1	町債	1,239,000	24,200	1,263,200
		4 農林水産業債	16,000	3,600	19,600
		5 商工債	268,900	△500	268,400
		6 土木債	362,700	21,100	383,800

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	34,563	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	8,063
		2 地域経済循環創造事業交付金	16,500
		3 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	10,000
1 社会福祉費補助金	82	1 障害者総合支援事業費補助金	
1 商工費補助金	△10,884	1 オーバーツーリズム対策事業補助金	
1 総務管理費補助金	600	1 UIJターン新規就業支援事業移住支援交付金	
1 農業費補助金	5,821	1 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	
1 商工費補助金	2,558	1 伴走支援型観光地域力強化推進事業補助金	
1 寄附金	4,862	1 寄附金	1,312
		2 企業版ふるさと納税寄附金	3,550
1 各基金繰入金	106,900	1 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	105,000
		2 人づくり育成基金繰入金	1,900
1 繰越金	6,946	1 前年度繰越金	
2 雑入	13,252	1 日本スポーツ振興センター補償金	252
		2 Beコインチャージ金	13,000
1 農林水産業債	3,600	1 農林水産業債	
		(1) 過疎対策 道営事業負担金債	
1 商工債	△500	1 商工債	
		(1) 過疎対策 観光地混雑状況可視化システム導入事業債	
1 道路橋梁債	10,000	1 道路橋梁債	10,000
		(1) 緊急自然災害 中宇莫別明治線道路整備事業債	(6,500)
		(2) 緊急自然災害 藤野第2線道路整備事業債	(3,500)
2 公園債	11,100	1 公園債	
		(1) 辺地対策 千代田公園改修事業債	

(一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	2,861,739	140,065	3,001,804	27,100	112,965
		総務管理費	2,714,718	138,019	2,852,737	27,100	110,919
	7	地域振興費	789,586	30,200	819,786	国庫支出金 26,500	3,700
	9	移住対策費	49,342	800	50,142	道支出金 600	200
	12	災害対策費	22,348	187	22,535		187
	14	諸 費	249,355	106,832	356,187		106,832
2		徴 税 費	23,859	2,046	25,905		2,046
	2	賦課徴収費	16,125	2,046	18,171		2,046

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		500	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)重点対策加速化事業 18 補助金(事)
8	旅 費		500	10,000 10,000 (10,000)
18	負担金補助 及び交付金		29,200	2 希望にみちた活気あるまち (1)地域活性化起業人管理事業 1 報酬(事) 8 職員旅費 18 負担金(事) (2)拓真館改修補助事業 18 補助金(事)
				20,200 △1,800 (500) (500) (△2,800) 22,000 (22,000)
18	負担金補助 及び交付金		800	1 希望にみちた活気あるまち (1)UIJターン新規就業支援事業 18 交付金(補)
				800 800 (800)
10	需 用 費		187	1 安全で安心してくらせるまち (1)十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業 10 修繕料(物)
				187 187 (187)
7	報 償 費		56,019	1 希望にみちた活気あるまち (1)まちづくり寄附管理事業
11	役 務 費		23,185	94,551 94,551 (56,019)
12	委 託 料		15,347	7 報償(物) 11 広告料(物) 11 手数料(物) 12 業務委託(物)
22	償還金 及び割引料		12,281	(4,054) (19,131) (15,347)
				2 行財政が健全で持続可能なまち (1)過年度歳入過誤納還付金 22 償還金及び割引料(補)
				12,281 12,281 (12,281)
17	備品購入費		2,046	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)賦課徴収管理事業 17 備品購入費(物)
				2,046 2,046 (2,046)

(単位：千円)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	1,248,607	9,540	1,258,147	8,145	1,395
	1	社会福祉費	647,678	9,540	657,218	8,145	1,395
		1 社会福祉総務費	77,648	9,000	86,648	国庫支出金 8,063	937
		3 障害者福祉費	458,374	165	458,539	国庫支出金 82	83
		5 いきいきセンター費	1,480	204	1,684		204
		6 高齢者福祉住宅費	15,528	171	15,699		171
4		衛生費	1,226,226	1,122	1,227,348	65,000	△63,878
	1	保健衛生費	903,216	1,122	904,338		1,122
		2 保健指導費	14,017	726	14,743		726
		6 環境衛生費	61,566	396	61,962		396
	2	清掃費	323,010	0	323,010	65,000	△65,000
		2 塵芥処理費	75,192	0	75,192	繰入金 65,000	△65,000

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
18	負担金補助及び交付金	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)秋の生活支援事業 18 補助金(補)	9,000 9,000 (9,000)
12	委託料	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)障害者福祉管理事業 12 業務委託(物)	165 165 (165)
10	需用費	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)いきいきセンター運営事業 10 修繕料(維)	204 204 (204)
10	需用費	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)高齢者福祉住宅管理運営事業 10 修繕料(維)	171 171 (171)
12	委託料	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)健幸ポイント事業 12 業務委託(物)	726 726 (726)
11	役務費	1 安全で安心してらせるまち (1)蜂駆除事業 11 手数料(物)	396 396 (396)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
6		農林水産業費	846,112	9,795	855,907	9,421	374
	1	農業費	439,659	6,102	445,761	5,821	281
	2	農業振興費	365,388	6,102	371,490	道支出金 5,821	281
	2	耕地費	297,991	3,693	301,684	3,600	93
	1	耕地整備費	266,362	3,693	270,055	地方債 3,600	93
7		商工費	1,076,373	13,264	1,089,637	57,194	△43,930
	1	商工費	708,818	11,339	720,157	15,294	△3,955
	2	商工業振興費	290,230	13,000	303,230	諸収入 13,000	
	3	観光費	347,873	△3,606	344,267	国庫支出金 236 道支出金 2,558 地方債 △500 使用料 0	△5,900
	7	活性化交流施設費	32,864	1,945	34,809		1,945

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	281	1 地域資源をいかした産業のまち (1)北瑛小麦の丘体験交流施設管理運営事業 10 修繕料(維)
18 負担金補助及び交付金	5,821	(2)畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 18 補助金(事)
18 負担金補助及び交付金	3,693	1 地域資源をいかした産業のまち (1)道営事業負担金 18 負担金(事)
18 負担金補助及び交付金	13,000	1 地域資源をいかした産業のまち (1)電子地域通貨運営事業 18 負担金(補)
7 報償費	870	1 地域資源をいかした産業のまち (1)観光協会補助金 18 補助金(補)
8 旅 費	552	(2)オーバーツーリズム対策事業 7 謝礼(補)
10 需用費	190	8 委員等旅費 10 食糧費
18 負担金補助及び交付金	△5,218	10 印刷製本費(物)
1 報 酬	1,427	1 希望にみちた活気あるまち (1)活性化交流施設管理運営事業
3 職員手当等	246	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当
4 共 済 費	272	4 会計年度任用職員共済費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	文化スポーツ振興費	367,555	1,925	369,480	41,900	△39,975
2	生涯学習推進費	12,216	1,925	14,141	繰入金 1,900	25
7	保健体育施設費	261,716	0	261,716	繰入金 40,000	△40,000
8	土 木 費	1,108,233	10,000	1,118,233	9,980	20
2	道路橋梁費	787,052	10,000	797,052	10,000	
1	道路維持修繕費	105,949	10,000	115,949	地方債 10,000	
4	都市計画費	198,353	0	198,353	△20	20
1	公 園 費	155,353	0	155,353	国庫支出金 △11,120 地方債 11,100	20
10	教 育 費	656,144	252	656,396	252	
3	中学校費	98,412	252	98,664	252	
2	教育振興費	38,087	252	38,339	諸収入 252	
12	諸支出金	1,089,958	4,862	1,094,820	4,862	
1	普通財産取得費	350,816	4,862	355,678	4,862	
8	丘のまちびえいまちづくり基金費	300,200	4,862	305,062	寄附金 4,862	

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)各種大会派遣事業 18 補助金(補)	1,925 1,925 (1,925)
14	工事請負費	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)藤野第2線道路改修事業 14 整備工事(事) (2)中宇莫別明治線道路改修事業 14 整備工事(事)	10,000 10,000 3,500 (3,500) 6,500 (6,500)
21	補償補填及び賠償金	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)中学校災害共済給付事業 21 補償金(補)	252 252 (252)
24	積立金	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	4,862 4,862 (4,862)

議案第 1 1 号

令和 7 年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業費用	315,218 千円	3,500 千円	318,718 千円
第 1 項 営業費用	313,122 千円	3,500 千円	316,622 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 58,883 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 60,383 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 58,883 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 60,383 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的支出	206,645 千円	1,500 千円	208,145 千円
第 1 項 建設改良費	170,218 千円	1,500 千円	171,718 千円

令和 7 年 9 月 1 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業費用				315,218	3,500	318,718		
	1. 営業費用			313,122	3,500	316,622		
		1. 原水及び浄水費			49,608	3,500	53,108	
				修繕費		2,062	3,500	5,562

資 本 的 支 出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				206,645	1,500	208,145		
	1. 建設改良費			170,218	1,500	171,718		
		1. 配水及び給水設備工事費			163,618	1,500	165,118	
				工事請負費		163,618	1,500	165,118

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額60,383千円は、過年度分損益勘定留保資金60,383千円で補てんするものとする。)

議案第12号

令和7年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について

（総 則）

第1条 令和7年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和7年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 病院事業収益	1,225,101千円	1,460千円	1,226,561千円
第2項 医業外収益	511,869千円	1,460千円	513,329千円

（債務負担行為の追加）

第3条 予算第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
町立病院照明設備LED化事業（賃貸借）	自 令和7年度 至 令和15年度	65,000千円

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和7年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 病院事業収益				1,225,101	1,460	1,226,561		
	2. 医業外収益			511,869	1,460	513,329		
		3. 道補助金			1	1,460	1,461	医療・介護・障がい施設等物価
			道補助金			1	1,460	1,461

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	病院事業収益	国庫補助金	企業債	その他
町立病院照明設備LED化事業 (賃貸借)	65,000	-	-	自 令和7年度 至 令和15年度	65,000	65,000	-	-	-

議案第13号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

工事名	契約の方法	契約金額	契 約 先
観光地混雑状況 可視化カメラ設 置工事	随意契約	円 53,669,000	旭川市豊岡13条4丁目5番 14号 恒誠通信 株式会社 代表取締役 小林 隆太

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
観光地混雑状況可視化 カメラ設置一式	自 本契約の翌日 至 令和8年1月30日	地方自治法施行令167条の 2第1項第2号による随意契 約

議案第14号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契 約 先
東部地区コミュニティ施設 農畜産物加工室等備品一式	指名競争入札 による落札	円 25,278,000	旭川市東光7条1丁目2番21号 ホシザキ北海道株式会社 旭川 南営業所 所長 松永 翔太

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	そ の 他
東部地区コミュニティ施設 農畜産物加工室等整備のため	品名 農畜産物加工室等備品一式 (蒸気対流式オーブン、急速冷却冷凍機、小型高温調理機、真空包装機、充填機、ガス回転窯 ほか関連備品) 納期 令和8年2月27日	入札指名業者名 1. (株)中西製作所 旭川営業所 2. 日本調理機(株) 北海道支店 3. (株)フジマック 旭川営業所 4. ホシザキ北海道(株) 旭川南営業所 5. (株)マルゼン 旭川営業所 第1回目落札(落札率88.4%)

議案第15号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

1 無償貸付する財産の内容

(1) 土地

(単位：平方メートル)

所在地	地目	地積	うち貸付面積
美瑛町字平和4602番2	公園	685	685
美瑛町字平和4603番1	公園	3,393	3,393
美瑛町字平和4603番3	公衆用道路	127	127
美瑛町字平和4604番1	公園	2,377	2,377
美瑛町字平和4605番2	公園	2.69	2.69
美瑛町字平和4609番2	学校用地	5,004	5,004
美瑛町字平和4612番2	学校用地	4,706	4,706
美瑛町字平和4615番4	公園	3,426	3,426
美瑛町字平和4615番5	公園	601	601
美瑛町字平和4615番6	公園	840	840
美瑛町字平和4615番7	公園	4,219	4,219
美瑛町字平和4616番	公園	385	385
計		25,765.69	25,765.69

(2) 建物

①旧千代田小学校校舎

ア 所在地 美瑛町字平和4615番7

イ 構造 木造 2階建

ウ 延床面積 242.4平方メートル

②千代田公園トイレ

ア 所在地 美瑛町字平和4615番4

イ 構造 鉄筋コンクリート造 1階建

ウ 延床面積 64平方メートル

2 無償貸付の期間

契約締結日から令和12年3月31日までとする。

3 無償貸付の相手方

北海道上川郡美瑛町字拓進

株式会社 拓真館

代表取締役 前 田 晃

議案第16号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第17号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第18号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第19号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	東神楽町基線4号25番地
氏 名	鈴木 薫
生年月日	昭和37年3月5日生

議案第20号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町西町1丁目3番19号
氏 名	小杉 英紀
生年月日	昭和38年3月24日生

認定第1号

令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第2号

令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美瑛町老人保健施設
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す
る。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第3号

令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第4号

令和6年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第5号

令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第6号

令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度美瑛町水力発電事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第7号

令和6年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

報告第1号

令和6年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率区分	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (黒字)	14.30	20.0
連結実質赤字比率	— (黒字)	19.30	30.0
実質公債費比率	13.6	25.0	35.0
将来負担比率	17.8	350.0	

美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況

(単位：%)

会計区分	令和6年度	経営健全化基準
水道事業	— (資金不足なし)	20.0
公共下水道事業		
水力発電事業		
病院事業		
老人保健施設事業		

報告第2号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、令和6年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

令和7年9月11日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

内訳

債権の名称 放棄した事由	上水道使用料
死 亡	3件
	565,072円
合 計	3件
	565,072円

美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。